



# 藤井社会保険労務士事務所 事務所だより

ニュースレターの日付  
第1巻 第1号

2014年5月(第26号)

日に日に暑い日が多くなってきました。梅雨入りも近そうですね。

「事務所だより5月号」をお届けします。日常の業務にお役立ていただければ幸いです。掲載内容に関してご不明な点があれば、どうぞお気軽に当事務所までお問い合わせください。

## この号の内容

- 1 子育て世帯臨時特例給付金が創設されました
- 2 労働保険の年度更新の時期です
- 3 住民税が変更になります
- 4 当事務所から

## 子育て世帯臨時特例給付金が創設されました

「社会保障と税の一体改革」の一環として平成26年4月から消費税率が8%となりましたが、その増税分の使い道の一つとしてこの度「子育て世帯臨時特例給付金」と「臨時福祉給付金」が創設されました。今回は「子育て世帯臨時特例給付金」についてご紹介します。手続きは対象者本人がお住まいの市区町村役場で行います。

### ■ 支給対象者(どちらの要件も満たす方)

①平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給

(特例給付とは、児童手当の所得制限限度額以上の方について、児童1人あたり月額5,000円を支給しているものです)

②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満である

【児童手当の所得制限限度額(給与ベース)】

区分(扶養親族等の数)	限度額目安(給与収入ベース)
子1人(1人)	875.6万円
夫婦子1人(2人)	917.8万円
夫婦子2人(3人)	960万円

### ■ 対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童。ただし、「臨時福祉給付金」の対象となる児童や生活保護の受給者となっている児童などは除きます。

### ■ 支給額

対象児童1人につき 10,000円(1回のみ)の支給



【詳しい内容はこちらをクリック】

<http://www.2kyufu.jp/>

## 労働保険の年度更新の時期です

労働保険（労災保険と雇用保険）の保険料納付は労災保険・雇用保険をまとめて1年間を単位として行います。保険料は、会社が4月1日から翌年3月31日までに従業員に支払う賃金総額に保険料率（労災保険料率+雇用保険料率）を乗じて計算した額を、その年6月1日～7月10日の間に会社が申告して納付します。このうち、労災保険分は全額会社が負担し、雇用保険分は会社と従業員の双方で負担し、従業員分は毎月の給料から控除することとなっています。保険料の計算には昨年4月から本年3月までの賃金総額が必要ですので、早めに集計しておくのと申告、納付手続きがスムーズに進められます。

【詳しい内容はこちらをクリック】



<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/hoken/h25/keizoku.html>



## 住民税が変更になります

平成25年度の年末調整または確定申告の内容をもとに本年度の住民税額が決定されます。住民税の納付方法には「普通徴収」と「特別徴収」の2通りがあり、6月から新しい納税額になります。

### ■普通徴収（本人が直接納付する方法）

納税者が納付書により直接市区町村へ納付する方法です。年間で支払う額を4回に分けて納付します。

### ■特別徴収（会社員が給料控除により納付する方法）

年間で支払う額を12分割し毎月の給料から控除することにより支払う方法です。会社が市区長村へ納付します。納税額の通知書が会社に郵送され、6月から新しい納付額で納めることとなりますので、給与担当の方は控除額に注意しましょう。

## 当事務所から



事務所日より5月号はいかがでしょう。

当事務所の近所の小学校では、子供たちが最近春の運動会のための入場行進やお遊戯、鼓笛隊などの練習で連日忙しそうです。日に日に成長していく様子が当事務所からうかがえるのですが、子供たちのパワーはすごいですね。見ているといつも元気をもらえます。

### 藤井社会保険労務士事務所

〒107-0062 東京都港区南青山 2-22-14 フォンテ青山 606号  
(社会保険労務士法人アシスト 21内)

TEL 03-3478-0290 FAX 03-6804-2958

Email [mayfujii@sr-fujiioffice.com](mailto:mayfujii@sr-fujiioffice.com)

URL <http://www.sr-fujiioffice.com>

社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー  
藤井真由美